

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 9 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 10 月 12 日(金)

10 時 00 分～11 時 26 分

第 4 委 員 会 室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 ~~田畑委員~~ 澁谷委員

【議長団・委員外議員】川神議長、上野議員

【事務局】 小川局長 篠原書記 ~~新開書記~~ 鎌原書記
(報道) NHK

議題

1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

資料	1
資料	2

- ・専決処分事項の指定について
追加する (5) 会計年度末における歳入歳出等の調整・・・
具体的に明記すべきか→次回再度提案

2 その他

- ・議会ランキング～議員定数に対する一般質問の割合について発信してはどうか。
→市議会概要に掲載し、視察時（受入、訪問）等で発信する。
- ・個人一般質問の締切～4 日前→6 日前に変更（3 月定例会から）
- ・報酬審議会の開催要請をすべき

○次回開催 1 1 月 9 日（金） 1 3 時 3 0 分 第 4 委員会室

【詳細は会議録のとおり】

(開議 10 時 00 分)

【会議録】

西田委員長

ただいまから第9回議会改革調査検討特別委員会を始める。今日は田畑委員から欠席届が出ている。早速議題に移る。

議題1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

西田委員長

これは前回に話を進めた結果、今度の12月議会に上程する予定で、事務局や執行部に条例に絡んで調整していただいた。

今日はその条例案について皆さんと協議したいと思っている。

ではお手元の資料について次長から説明いただきたい。

篠原次長

(以下、資料1をもとに説明)

西田委員長

条例案について資料1の説明をいただいた。この中で質問は。

西川委員

定例日というのは定例会議を開会するという意味か。通年制にすると日にちを決めないといけないのか。

篠原次長

一応法では定例日を定めねばならない。その許容範囲が、第何週という単位でも良いのか、それとも月単位でも良いのか、現在総務課を通じて国に照会を掛けているが、恐らく定例日を定めねばならないし、通年会期制を一度定めると自動更新で4年間告示もしないので、市民にきちんと示す意味でも、予見できる日にちというものを条例の中で謳うべきではないかと思い、この案をお示しした。

牛尾副委員長

通年会期の場合は定例日を定めないといけないと、一応謳ってある。次の2項で「その前後で近い範囲でやる」という。過去数年の会期の実績を出してこの数字を組み込んである。そんなに引かかる要素は無いと思う。

西川委員

理解した。

西田委員長

他に。道下委員。

道下委員

副委員長から説明があったが、2月24日というのはえらく中途半端だが、それも今までの実績から入ったのか。

篠原次長

はい。

道下委員

あとは1日や15日なのに、これだけ中途半端。

篠原次長

案を作る時に執行部との話の中では、2月1日や3月1日に皆統一した方が分かりやすいのではという意見もあったが、実績から見ても、例えば2月24日を3月1日にとすると絶対入らない、2月の22、23日頃から始めないと難しい。そうすると端から2項ありきで考えねばならなくなるので、法の趣旨からしても市民に対してもおかしいのではないかとということで、中途半端な日にちだが2月24日とさせていただいた。

ちなみに最初は23日にしていたが、再来年から2月23日は新天皇の誕生日で休日になるのが分かっているので24日とさせていただいた。

道下委員

理解した。

西田委員長

過去5年ほど、皆2月21日から24日辺りで始まっているので、24日

牛尾副委員長

にさだめさせていただいた。不都合があれば移動は出来る。

西田委員長

2 項でそのように謳っている。また通年会期だから 1 回市長が招集かければ、あとは会議の招集権限が議長に移る。その辺も大きな意味がある。

小川委員

他に。小川委員。

条例案の提案者というのは誰か。議会運営委員会が提案する形になるのか。

小川局長

最終的にはここで決めていただいて、議会運営委員会に一度持って行って議会運営委員会で最終決定をしてもらって、議運の委員長さんの提案という形になるかと。

西田委員長

他には。

(「なし」という声あり)

西田委員長

では資料 1 は以上とし、資料 2 の説明をお願いする。

篠原次長

(以下、資料 2 をもとに説明)

西田委員長

通年会期制導入に伴う条例等の改正等について 9 項目の説明があったので、項目 1 から順番にご意見や質問があれば伺っていききたい。

始めに項目 1 の「申し合わせ事項の修正・削除」の中で、何か気づいた点やご質問は。

篠原次長

すみませんがこれは全 18 ページある中の、変わった部分のみの抜粋になっている。

西田委員長

1 も「調査会」の項目が皆削除されたということか。

篠原次長

もし全部をご覧になりたいければタブレットにある。その中で赤い部分が修正部分として入っている。そちらをご参照いただきたい。

西田委員長

1 は特にないか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では項目 2「議会基本条例の一部改正」。これも調査会に関わる部分が削除されている。あと会期もか。笹田委員。

笹田委員

基本条例は会期関係ないか。調査会だけか。

西田委員長

そうだ。

会議規則の一部改正 3 番目、これも調査会関連が削除されているだけか。

篠原次長

会期関係と調査会関係。

西田委員長

では項目 4 番目「浜田市議会委員会条例の一部改正」についてはどうか。

牛尾副委員長

通年会期で閉会ということはないので。

西田委員長

ええ、だから特に問題は無いと思う。

5 番目「浜田市政に関わる重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申し合わせの修正」については。委員会への報告の特例なので削除される。

専決処分の事項の指定についてというのが、新しく 4 つほど追加されて

	いる。先ほど次長から説明があったように、前回の執行部との意見交換の時に副市長から要望があった件で、このように 4 つの項目を載せている。こういう場合には専決させて欲しいというのがあったので、これが載っている。西川委員。
西川委員	3 番から 6 番の執行部から要望のあった事項だが、これに入れることで通年会期制ではない場合には承認していた事項が報告に変わるという説明だった。変わることで議会のチェック機能が損なわれたりしないのか、といった議論がないが、特に問題は無いのだろうか。
西田委員長 小川局長	私は問題無い気がするが。 この内容をここで専決事項に指定してしまうと、議会は完全に市長に委任してしまう形になるので、チェック機能ははっきり言って働かない。それで良いのかを議会の中で話しをされて、仕方ないと認めたら市長に任せる形になる。
西田委員長 牛尾副委員長	それは皆さんの意見を聞いてからにしよう。 どちらにしても予算決算委員会の中で、指摘ができる。若干のずれはある。ただ執行部から出されたものを全部認めるかどうかは、皆さんで議論いただきながらやった方が良いのでは。ノーチェックということではないので。
小川局長	翌年の決算認定の時しか出来ないということ。6 月や 9 月の補正などと、完全に 1 年以上開くことになる。
西田委員長 澁谷委員	澁谷委員。 西川委員の指摘は鋭い。今までの場合は、浜田市の専決処分はだいたい交通事故やそれに類した災害など、常識的な範囲内だったので問題無さそうなイメージだが、他市の状況を見ると、非常に厄介な問題を専決処分にして揉めているのが非常によくあるパターン。いままでそういうケースが無かったとしても、1 回作ってしまうと西川委員の言われるとおりだ。倫理的にはすごく問題だけど、法律に則って問題でないことで押し通している案件は結構ある。それが増える可能性は十分考えられる。今の市長の間は問題無くても、新しい市長になって問題が起こる可能性もある。
小川局長	ただ、言わせてもらおうとここに書かれている 4 点は、今までもこの 10 年ずっと専決でやってきて、問題無く承認されているものしか出してないということもあるし、浜田市は不可解な使い方はしていないので、これは今までやってきた積み重ねの中の 4 点なので、特に問題ないと思っている。
西川委員	紳士協定的な信頼関係があるのだと思っていたが、先ほど澁谷委員が言われたように、市長が変わった時とか先々に問題が起こるようであれば歯止めが必要かと感じる。
西田委員長 笹田委員	笹田委員。 見る限り、色んなことをするという意味の内容には、間違いなくなっ

西田委員長

てないと思う。誰が市長になってもこの規定をしっかりとやっておけば、他のことは議会を通さねば出来ないと、逆にこれが最低限のことだと謳うことも出来る。勝手なことは出来ないように見える。

色んなご意見が出ているので、3 から 6 までひとつずつ確認していきたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では (3) 最大または突発的な事故による急を要する歳入・歳出予算の補正。これは問題ないか。

(「問題ない」という声あり)

この文言で良いか。

笹田委員

一応、小松島だったか。災害でも集まれるという話だったが、浜田市は広いし急に集まって議会を開いて予算を通す話にはならないと思う。災害時は早急に動くべきなので、この専決は認めても良いと思う。

小川局長

基本的に例えば 7 月の案件なら 7 月にやって、9 月議会できちんとした大きな予算は組むけど、それまでの応急的に必要な部分の予算を専決するという金額で載せているので、大丈夫だと思う。

西田委員長

(3) はそれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

(4) については、問題無いか。

(「はい」という声あり)

(5) は。

小川局長

これは毎年やっている 3 月末の調整の関係だ。

西田委員長

澁谷委員。

澁谷委員

限度額を縛っておいた方が良い気がする。課長なら 50 万円とか、随意契約を認めるとか、そういう縛りをかけておかないと後々他の法律を持ってきて、議員の知らないままに進められたことはこれまでもあったから。

西田委員長

西川委員。

西川委員

6 番は会計年度末の法改正等必要な条例ということだが、5 番は法律改正に伴うような歳入・歳出があれば良いが、単なる歳入・歳出調整となると、何か意図があって調整する物を見逃してしまう気がするが大丈夫なのか。

小川局長

5 番の会計年度末の調整は、大体不用額の調整だけ。6 番で想定しているのは税法の改正。毎年 3 月 31 日に税法改正になって 4 月からすぐ改正しなければいけないようなことが想定される。

5 番については毎年見ていると、ほとんど不用額の調整なので、契約をここで調整するなどということはないと思う。

西田委員長

笹田委員。

笹田委員

澁谷委員が言われる分は歳入・歳出等の調整、それがどこに当たるかを明記する。適当なことはしないと思うが、不用額だったり補助金の減

	額だったり想定しているが、他のことはなかなか想定できないので。あるとすれば何か。
小川局長	他に思いつかない。
笹田委員	執行部も「ここは普通にやってきたことなので」ということで提示してきた部分もあるし、何かしてやろうという意図は無いと思っている。
牛尾副委員長	どうしても気になれば、およそ想像されるようなことを入れて限定する。かといってなかなか思い浮かばないが。
笹田委員	流用も認めているから調整というのはいらないわけだから。
牛尾副委員長	国の補助金が年度末に確定すれば、当然減額というのは結構ある。それ以外に執行部が悪意を持ってそういうことをする可能性があるかどうかということだろう。5 番が駄目なら少し歯止めがかけられるような文言を入れるかどうか。澁谷委員はどういう文言を入れれば良いと思うか。
澁谷委員	別にそういうことではない。1 番でも 2 番でも 3 番でも 4 番でも 5 番でも一緒だ。法律に基づいてやっているけど今回の 2300 万円の設計料を基本的には無駄にした。このようなことが年度末にかけて出てきた場合、議会はチェックしようがなく、また 1 年後の決算委員会でやるとなるともう 1 年も経って、風化してしまっている。老婆心かもしれないが。
小川局長	契約関係で言えば、もし年度末に契約したとしても、翌年にやろうと思ったら事前に繰越明許か何かやっておかないと、前年度に契約して翌年に施行することは原則的には出来ないの、そしてそれは全員分かっている話だから、年度末で調整して契約が施行されるということは実務的には出来ない。
澁谷委員	繰越明許が明細になったからといって、議会の承認事項ではないだろう。
小川局長	繰越明許は予算で審査する。
牛尾副委員長	予算で審査するよ。
澁谷委員	下手すれば 6 月になる。
小川局長	いえいえ。
	(「3 月だ」という声あり)
小川局長	3 月 31 日に契約した、次年度で事業するというのは、絶対事前に議会に繰越明許費をかけておかないといけない。
澁谷委員	議会で繰越明許を厳密に審査するようなことは、今は無い。
小川局長	確かに。
澁谷委員	大体繰越明許はもう認められていると思ってやっている。質問する議員も見たことない。
小川局長	ないこともないが。
澁谷委員	補正予算が正確なものになっていけば問題無いが。
西田委員長	笹田委員。
笹田委員	色々調べれば確かにこれ載ってるよね
小川局長	これは年度末の部分が載っているのかな。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員。

この間副市長が言われたように、専決処分を認めて欲しいということで。それまでに通年会期の話をしている時に真っ先に出てきたのが、専決処分が無くなるということで、大きな柱だった。その柱が無くなるイメージを持っていて、議会としては信頼関係の上に良いのかということと、西川委員が言われたような、本来のチェック機能を持たせるようなことを、皆信頼してそのようにして良いのか。認めるのは簡単だが、パッと決めて良いのか。

西田委員長
牛尾副委員長

仰る気持ちは良く分かる。牛尾副委員長。

この程度の専決であれば、議会のチェック機能が脅かされるような範疇ではないと思う。逆に言えば7を作って「専決処分をするに当たっては云々」というような、文言で歯止めをかけるような言葉を入れるのも一つの手だなと。例えば、いかなる専決処分でも事前に議長の許可とか。

笹田委員
牛尾副委員長

多分7番には入れない。出来る事項を書かないといけないから。

可能か、100%可能かと言えば、そうでないかもしれない場合がある。今は想定できないので。

小川局長

小松島は会計年度末の分については、会計年度末における地方交付税等の一般財源国庫支出金、基金繰入金、地方債支出金、基金積立金等の計上に伴う予算の補正まで調整。あくまで予算を補正する先決ではない、最終的な歳入・歳出の調整のための補正予算なので。書いてあるのも調整という意味合いで変えただけの形。小松島はそれを細かく書いている。和解や損害賠償額、損害賠償額は小松島は100万円にしている。うちらは50万円。

牛尾副委員長
小川局長
笹田委員
西田委員長
小川局長

そのように細かく書けば良い。そうすれば安心感がある。

それについては執行部と調整してみる。

文言だけで来るから、それしか出来ないという話になる。

「調整」という言葉が色々捉えられる。

支出金が減ったり増えたりした分の調整をして補正予算に含む分ということなので。議会側としてもある程度縛りをかけたいので細かくできないかという意見が出たと、執行部に話をしてみる。

西田委員長
牛尾副委員長
澁谷委員
小川局長

話をしてもらいたい。

澁谷委員はどうか。

素直に認めて良いのかなと。

「専決処分が無くなる」というのが最初にメリットとして出ていたのだから、それは言われるのは当然だろうという気がする。

西田委員長

(5)は調整をお願いします。(6)については何かあるか。これも特によろしいか。

(「はい」 という声あり)

西田委員長

では専決処分事項の指定については、(5)についてももう少し文言を詳しくお願いします。

西田委員長

項目 7 について。今までは年 4 回なので廃止でよろしいか。

(「はい」という声あり)

項目 8 について。これも今までは 3、6、9、12 ということなのでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長
笹田委員

項目 9 について。笹田委員。

「保存は現在 10 年」と最後に書いてある。これが無くなればそのまま去年やったものは廃止でいいのかという話になるが、そういう考え方は。

小川局長
笹田委員
牛尾副委員長
西田委員長

保存年限 10 年。ああ

第 8 条。この前までは、調査会であり委員会としてはやってないので。来年 3 月までは調査会があるから。

41 年までは調査会記録は保存される。それ以降は記録が無くなっても良いかどうか。

小川局長
西田委員長

実際は委員会記録として永年保存扱い。

もし 10 年以上前の調査会記録を閲覧したい場合は……正式には 10 年保存なのだろう。

小川局長
野藤委員
小川局長

10 年経ったら廃棄しても良い。だけど取ってある。

データで残してあるのか。

過去 10 年分くらいは残してあるけど、17 年くらいからの会議記録はデータで残してある。

野藤委員
小川局長
西田委員長
牛尾副委員長

それ以前は紙ベースか。

はい。

牛尾副委員長。

僕は 3 期目くらいの頃に記録を遡ったことがあるが、当時は手書きで読めない字があった。

小川局長

元々本会議録は永年保存と決まっているので、それに併せて委員会もとってある。

笹田委員
小川局長
笹田委員
西田委員長
澁谷委員

委員会は永年保存だ。

委員会も調査会も、同じファイルに綴っている。

実態がそうなら、謳わなくてもいいならいいけど。

皆さんどうか。

過去に揉めた案件に関心を持たれる議員さんは出てくるだろう。委員会、本会議録が残っているから大丈夫かなあ。

西田委員長
牛尾副委員長
澁谷委員
牛尾副委員長
西田委員長
笹田委員

その時の調査会の時だけに限定した意見があればだが。

あるとすれば産業建設関係だろうな。

昔は建設関係いっぱいあった。

ゆうひパークも 10 年くらい前だった。

笹田委員。

ここには謳っていないが、委員外議員の発言許可の話があった。あれは委員会のみ、1 件につき 3 つまで出来るということで良いか。

牛尾副委員長
笹田委員
西田委員長
牛尾副委員長

委員長判断で。

一応申請は出来るのか。

牛尾副委員長。

通年会期にすると、文字通りどんな会議も原則公開。公開対象でない会議は無いことになる。

西田委員長

9番目の項目の調査会規定は、これで良いか。

(「はい」という声あり)

西田委員長
篠原次長

では9番目は了承された。一応これで条例等の改正については終わる。

今ご提案いただいたが、条例等は11月半ばくらいになると思うが、法令審査会で具体的に揉むので、細かな文言等は変わる可能性があることをあらかじめご了承ください。

西田委員長
小川局長

法令審査会で最終的に細かい文言まで決定するということで。

それと、今気になっている部分、探せば出てくる可能性もあるので、それはお知らせしながらやりたいと思うし、24年頃からずっと通年会期を勉強しながらやってきた中で、一時不再議の関係。ずっと会期中ならどうするのか、あとは会期中の発言の訂正や取り消し。これも今までは「会期中なら出来る」として来たが、通年会期になればずっと出来るのか。あともう一点は、会議録も今は定例会ごとに作っているが、4つ示した会議ごとに作るということも……運営辞典を見るとこれを会議規則等で謳っておいた方が良いとか、気になっている部分もあるがまだ整理出来てないので、整理出来たらそれもお示しして、最終的には法令審査会に掛けて最終的に出来たものを再度議運に諮って決定していただいて、議運委員長から提案してもらう流れになると思う。もう少し時間が頂きたい部分もあることをご承知おきいただきたい。

西田委員長

細かい気になる点がまだあるということでそのへんはまた。6番目(5)についてはいつどうなるか。

篠原次長
西田委員長
篠原次長

局長が説明したことも含めて……。

最終的にもう一回……。

後で次回開催日程を決めていただくのだが、11月初めあたりに開催していただければと思うのだが。

西田委員長
篠原次長
西田委員長
篠原次長
西田委員長

ではそれまでに法令審査会を……。

それもある。

その他を飛ばして次回日程を先に決めておいた方が良いか。

後でもよいが。

では議題1については以上で置きたいがよろしいか。

(「はい」という声あり)

議題2

その他

西田委員長

その他で委員から何かあれば。牛尾副委員長。

牛尾副委員長

議会改革特別委員会なので。全国の議会ランキングには色んな物差しがあるが、浜田市議会は9月議会は24名中22名が一般質問に立たれた。議員全体に占める一般質問の割合を、物差しのひとつとして発信する必要があるのではとかねがね思っている。慶應の廣瀬克哉さんか、早稲田のマニフェスト研究所の関係で全国の議会ランキングを出しているが、そういうものは入ってない。議会活性化は所属議員が毎回どのくらい一般質問しているかの数値を発信することにも必要だと思っている。例えば視察でお見えになる場合、議会概要に浜田市議会独自で数値を入れてデータを発信するのも……今のところ議会改革の物差しというのは、マニフェスト研究所が一般的な数値を作っておられるけど、必ずしも正当な評価を受けていると思えないようなところもある。僕はここまで熱心に一般質問される議会はなかなか見たことないので、僕らが所属している議会の良い所を、視察にお見えになる議員さんにアピールする意味で、どこかで表明するべきだと思っている。それをどこで示すかと言えば議会概要とかでしかないかと思ったりする。かねがね思っていたので。

西田委員長

マニフェストの関係で議会の改革度ランキングがあるが、そういう物差しになる、色んな項目で計れる。浜田市議会の議員定数に対する一般質問をする議員数の割合は非常に高い気がする。他市の議会が行政視察に来られた時には、事務局なり議長なりが挨拶の時にそういった情報を提供出来ると思うが、マニフェスト研究会等へのアピールはどのようにしたら良いか。

澁谷委員

市議会概要に載せれば良い。何パーセントの議員が、何人とか。内容まで突っ込まれたらなかなか……だからこれくらいやっているというくらいで。

牛尾副委員長

澁谷委員が言われるように、パーセントと内容レベルが高いというような表示の仕方もあるだろうし。逆にそういう物を作ったらマニ研に送れば良いのだ。当市議会はこういう物差しを作ったと。そうしたら作らなければいけないと思うかもわからない。

西田委員長

マニフェスト研究会にこちらから。

牛尾副委員長

当然視察にお見えになる議会の皆さんにそういうのをお示しするのは、最低限必要だろうと思っているので。

西田委員長

議長。

川神議長

その考え方はひとつの方法だと思う。今は視察に来られる方に対し、情報公開や通年議会といった議会改革の取り組み、また牛尾議長が進められた政務活動費の1円からの公開等を全国に先駆けてやっていることをきちんと伝えており、食いついてくる議会も多い。そういう情報を発信することは我々の意識高揚のためにも必要かと思っている。

ただ、そのランキングは誰のために存在しているか。意識高揚のためなのか情報発信のためなのか、どういう数字をどういう形でどこへ提供するかは考えていかないといけない。我々がきちんと理解して胸を張っ

西田委員長

て外へ出せる物は出していくのは必要だと思うので、これからも取り組み内容や情報発信方法は皆さんのご意見を聞きながらまとめていきたい。議長のご意見もあった。副委員長が言われたように今までのデータは簡単に出るし、マニフェスト研究会に情報提供してみるのも悪くないと思う。いかがか。

小川局長
西田委員長

当面は市議会概要の中に掲載させていただこうと思う。
ある程度そういう状況で推移しながら、最終的に良いまとめが出来たところでマニフェスト研究会へも提供する。まずは近い所、議会だより等々で周知したり、議長は視察に来られた方に情報提供したりされながら、最終的には。

小川局長

マニ研も毎年アンケートをやっているので、その中の「その他」かどこかで「うちの市はこういう形でやっている」と書き、マニ研がそれもひとつの指針と思ってくれれば目標になるかと。

西田委員長
牛尾副委員長

そういう行動も浜田市議会のひとつのポイントだ。
あとは市議会旬報の本部に議長名で、浜田市議会はこの視点を導入して議会改革を進めていると文書をしたためてお送りしたら良い。

西田委員長
川神議長

議長。
議会広報広聴委員長がいるので、いまの話の絡みだが、議会だよりの様々な読者が評価をされ努力は認められているが、いま言ったようなことは議会だよりの内容にあまり反映されていない。折を見て、浜田市議会はこれだけのことをやっているのだという客観的なデータを載せてみて、全国の中でも浜田市議会はそういう所を努力してくれているのだということを、伝える部分があっても良いのかも。そのような話を先日局長とやった。改革していることをもう少し外へ、地元市民に伝えていく視点も要るのではと思った。またご検討いただきたい。

牛尾副委員長

議長の発言は久しぶりにピリッときた。議会だよりの右上でも左上でも良いけど、今議会の質問率、例えば正副議長を除いた 22 が 100 パーセントだとしたら、今議会は 100 パーセント質問したという数字が一目で分かるように。95 パーセントなら 1 人してないのかとか。そういうのがパッと見た瞬間分かるのも良い。

川神議長
澁谷委員

それが広報の役目だ。
広報の役目というなら、きちんとした原稿を出してもらわないと。委員長報告など直す所が一杯あって大変なのだ。

小川局長

予算もページ数も限られており、毎回一般質問を全部載せようと思うと大変。例えば今回のタブレット議会試行開始や通年会期が始まるとか、議会の取り組みを紹介する余裕がない。特集号を作るにも予算が厳しい。何か良い方法があれば。

牛尾副委員長
西田委員長
川神議長

市民アピールね。
議長。
今後、広報にどの程度の予算を請求するかという話もあるが、ホーム

西田委員長
小川委員

ページやフェイスブックなど諸々進化しているので、そういう所でも良いのではとも思うが、高齢化率の高い本市にとって紙媒体はまだまだ重要な情報媒体なので。文字の大きさやカラーページ数等どうやって市民に伝える内容を充実させるか。もっと議論と予算が必要なのだらうと思っている。

広報委員長。何か発言があれば。

確かにいま言われたようなことは広報広聴委員会の中でも議論している。11月1日号では特別委員会の中間報告のまとめを入れた。16ページしかないので、局長が言ったようなことをどこに入れるか迷った末に、特別委員会報告に盛り込んでもらうよう工夫した。

予算で言えば、年4回しか出せない議会だよりの間を埋めるようなことも必要ではないかという議論もしたが、予算の関係でなかなか上手くいかない。カラー刷りにしても、浜田市内業者の単価が高すぎる、四国はもっと安いという話もした。客観的に議会改革の何を目玉として市民の方に知っていただくか、今後も委員会内で検討していきたい。

西田委員長
西川委員

西川委員。

通年会期制導入の動きがあるので、それに合わせて浜田市議会の議会改革の歩みみたいなのを、この委員会でまとめて発信したらどうだろう。広報広聴には広報広聴の役目があるから、議会改革をアピールする何か冊子4ページくらいのものができればいいかなと。

西田委員長

9月議会のことが載る議会だよりは、この委員会が通年会期制に関する部分を中心に視察へ行かせてもらったことを、私から書かせてもらっている。西川委員の言われたことも頭に入れておいて、皆さんで協議していきたい。重要な委員会ではあるので、皆さんと一緒に頭に入れておきたい。他にはいいか。

他になれば私から一点ほど。前回も24人中22人が一般質問を出されたが、執行部からご意見があったそう。一般質問の締切日が、開会の何日前と決められている。今回のように質問者が多く、また質問項目も大変数が多いため、執行部は答弁書を作るのに大変な時間と労力を要するので、答弁が簡素になったりする。出来れば締切日を少し早めて、答弁書作成期間をもう少し短縮したいという意見があったようだ。本当は議運でまずお諮りすることだが、流れの中でこの委員会で皆さんにお諮りしてご意見いただいて、最終的に議運で協議していただきたいと思う。

篠原次長
小川局長

今の一般質問締切日は、開会の何日前か。

開会4日前。

実際は一週間前の議会運営委員会の次の日が大体締切になっているので4日開く。

西田委員長

休祝日を除いて、正味4日しかない。その中で22名分の一般質問の大変な数の項目なので、1日でも2日でも締切日を早める。議員も締切り

ギリギリに通告を出される方もおられれば、余裕をもって早めに出される方もおられる。締切日が決まればそれに合わせて皆さん出されるのが習慣になるだろう。締切日を早める、いかがか。

《 以下、自由討議 》

西田委員長

2 日くらい早めるか。

(「はい」という声あり)

牛尾副委員長
澁谷委員

この話は、うちの委員長が議運の委員長に申入れする形になるのか。意向を議運に上げてもらえば良いのでは。ここの皆さんは各会派から出ておられるので。

牛尾副委員長
澁谷委員

では何日前かを決めて。

今、基本的には答弁書 1 枚で良いとしている。簡潔にしてあとは再質問で議論してくれと、議会側からも簡略化をお願いしている。

牛尾副委員長
小川局長

質問者が 22 名で、1 人が 15 項目程度とすればたいへんだ。

それを 3 日間くらいで答弁準備原稿を全部作ろうと思えば、朝から晩まで寝ずの整理で執行部も大変。

澁谷委員
西田委員長
小川局長
牛尾副委員長
小川局長
澁谷委員
西田委員長
小川局長
西田委員長

多い所は重なるし、無い所は全く無いだろう。

今までは 4 日、ではそれを 6 日前までということ。

2 日余裕が出来ると、随分違うと思う。

すると 12 月議会の締め切りも変えることになるか。

まだ議運決定してないうちから具体的には言えない。

でも、それはもうした。

12 月はもう決定している。

だから 3 月議会から。

ではそういうことで、今まで 4 日前だったのが 6 日前に、2 日ほど早まるということによろしいか。

(「はい」という声あり)

小川局長
西田委員長
小川局長

これは次の議運で諮ってもらい、決定してもらう。

他には。小川局長。

今日は通年会期についてほぼ決めていただいた。各議員さんに必ず周知して、腹に落としておいていただきたい。内容的には変わらないように見えるが、実際は大幅な大転換だと思っている。それが 4 月から始まることは全議員が腹に落としてから始めないといけない。重々周知をよろしく願います。

また、タブレットについては、この 9 月議会を見ていると二極化が進んでいる気がする。12 月には再度試行するが、3 月からは原則的にペーパーレスということで現在もう走っているのに、3 月になって使えないと言われても困る。もうちょっと周知して、使って慣れてもらうように。

鎌原係長から、もう一度研修会の開催を検討するようだが、ぜひ周知をお願いします。

西田委員長

各会派議員全員に、通年会期制についての腹入れをしっかりとしていた

澁谷委員
小川局長
西田委員長
篠原次長

だくようお願いする。

とはいえ、実際は1年まわってみないと分からないだろう。

大変なことだ、ということだけは思っておいて欲しい。

では次回開催について。事務局的にはいつ頃が良いか。

11月初め頃が良いのは良い。

《 以下、自由討議 》

西田委員長

11月9日（金）13時30分、特別委員会を行う。

（ 「はい」という声あり ）

西田委員長
牛尾副委員長

副委員長から。

実は我々特別職については2年に1回報酬審議会を開くように、規定で定まっているはず。前回開かれてから2年以上経っているのと、今回通年会期を導入すれば、今以上に忙しくなるのは間違いないので、報酬審を開いていただく要請を、執行部に対してしていただくべきという気がしている。基本条例の中にも報酬についての規定は触れてあるので、皆さん方の同意がいただければ議長にお願いして……。

澁谷委員
牛尾副委員長

報酬審議会は毎年開くように要請しているのではなかったか。

2年に1回。そして2年がもう過ぎているから、上げる下げるは別として議会はこういうことをやっているし、もし皆さんの同意があれば、議長もおられるし。

澁谷委員
西田委員長

議長の力の見せ所だからなあ。原田・澁谷の時に2万円上げた。

あれは上げたのではなく、元に戻ったのだ。

副委員長からそういう提案があったが、通年会期制に伴ったりするので、審議会を開くからには何らかのテーマで議題が無いといけないので、その議題のひとつにこういう情報を提供しながら報酬審議会を開いていただいたらどうかということなので。皆さんいかがだろうか。

澁谷委員
西田委員長

いや、これは無条件でやってもらうのだ。

では皆さんよろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

西田委員長

議長もまたよろしく願います。

他にないか。

（ 「なし」という声あり ）

西田委員長

では、これをもって第9回議会改革調査検討特別委員会を終了する。

（閉議 11時 26分）

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ㊞